

事業名	質問	回答
共通事項	1 補助金のスケジュールはどのようになるのか。	交付申請 令和8年3月16日(月)～令和8年4月15日(水)までに提出 交付決定 令和8年5月頃予定 対象経費 令和8年4月1日以降に要した経費 実績報告 事業完了(納品・交付決定額の支出を完了)の日から起算して30日を経過した日又は令和8年8月20日のいずれか早い日までに提出 県において確定後、精算払い 消費税仕入控除税額等報告 各法人の会計年度終了後
	2 事業所・施設ごとに交付申請すればよいか。	交付申請は法人ごとに各事業所分をまとめて作成する形式として行っていますので、法人単位での交付申請にご協力をお願いします。 各事業所ごとに事業実施計画書(個票)の入力が必要となります。
	3 交付申請書に代表者の押印は必要か。	押印は不要です。
	4 交付申請書に購入予定の物品に係る見積書を添付する必要があるか。	見積書の添付は求めません。
	5 どのような場合に変更交付申請が必要か。	補助金額の20パーセント以上の減額及び介護事業所等サービス継続支援事業と介護施設等サービス継続支援事業の事業種類間での経費の配分の変更を行う場合などは事前に変更交付申請が必要となる。
	6 事業所、施設は高知県内にあるものの、本社が高知県内でない場合、申請できるか。	本社が県外であっても、県内を所在地とする事業所、施設について対象となります。 なお、本社が高知県内であっても、県外に所在する事業所、施設は対象外です。
	7 休止中の施設は対象となるか。	事業実施期間(交付決定日から令和8年8月20日まで)すべてが休止となる場合は、対象となりません。
	8 施設の定員はいつ時点で判断すべきか。	令和7年4月1日現在とします。ただし、4月2日以降に開設された施設は開設日現在の定員とします。
	9 いつからいつまでの経費が補助金の対象となるか。	令和8年4月1日から事業完了日までの経費が対象となる。
	10 どのような経費が対象となるか。	交付要綱の別表1及び別表2に示している例のように、①猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策、②災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・備品等の整備として、必要な物品等の購入費用が対象となります。 なお、介護報酬等、他の収入との重複は不可となります。
	11 事業実施計画書(個票)に記載のある需用費、役務費、備品購入費の違いは。	需用費とは、消耗品、燃料費、光熱水費等が該当します。 役務費とは、通信運搬費などが該当します。 備品購入費とは、長期に使用できる物品の購入に要する経費が該当します。
	12 実績報告書に領収書・納品書等の支払証拠書類や、購入した物品の写真等を添付する必要があるか。	支払証拠書類や写真等の添付は求めませんが、交付要綱上、5年間の保管を義務付けています。県から問合せがあった場合はすぐに提示できるよう、整理のうえ保管しておいてください。
	13 公立の事業所、施設も対象となるか。	交付対象となります。
	14 介護事業所等サービス継続支援事業と介護施設等サービス継続支援事業については、別の事業と捉え、それぞれ申請が可能か。	申請は、2種類の事業をまとめて1つの申請書で行うことになります。 なお、別事業と捉えて計画書などそれぞれの区分で記載してください。 補助は1事業所(施設)当たり1回までとなります。
	15 対象施設に特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
介護事業所等サービス継続支援事業	16 介護予防サービスは対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	17 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	18 介護保険法による医療系のみなし指定の事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。ただし、令和7年9月から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、補助対象に含まれません。
	19 基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
	20 介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	算定に含まれません。
	21 障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
	22 施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象とはなりません。なお、認知症対応型共同生活介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはありません。

事業名	質問	回答
介護事業所等サービス継続支援事業	23 同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるか。	補助対象となります。なお、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、1つの事業所として補助対象となります。
	24 訪問介護の本体事業所とサテライト事業所は1月あたり延べ回数を算出する際に合算するのか。	一体的なサービス提供の単位として本体事業所とサテライト事業所に含めて指定されている場合には合算しても差し支えありません。
	25 訪問介護事業所における1月あたり延べ訪問回数や、通所介護事業所における1月あたり利用人数は、どの期間の人数で判断すればよいか。	令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの1か月平均回数（小数点以下四捨五入）でご判断ください。 なお、同期間にサービス提供がない月が存在する場合には、該当月を除きます。 令和7年10月以降に開設した事業所については、事業所開設後から6か月間の平均回数でご判断ください。
	26 災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおりです。
	27 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの3つのサービスがある場合、訪問看護と訪問リハビリテーションは事業所番号が共通で、事業所番号は2つの場合に補助額はいくらか。	それぞれの種別で算定して差し支えありません。 訪問看護20万円、訪問リハ20万円、通所リハ20万円の計60万円です。 ただし、令和7年9月から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、補助対象に含まれません。
	28 特養と併設の短期入所の共用で1台の発電機の導入を検討しているが、経費を定員数などで按分して申請することは可能か。	併設型の短期入所であれば、お見込みのとおり、定員数で経費を按分したうえで、特養と短期入所のそれぞれの事業計画書（個票）に計上してください。 単品で50万円以上する物品は補助対象とはなりませんので、ご注意ください。
	29 光熱水費について、毎月発生する電気料金も対象としてよいか。	かかり増し分に限定せず、通常毎月発生する料金を対象として差し支えありません。 なお、補助対象となるのは、令和8年4月1日以降に発生した電気代となりますので、ご注意ください。
	30 衛生用品・医療用品の対象又は対象外となるものはどんなものがありますか。 また、定期的に購入するものや経年劣化等による購入も対象となりますか。	単品で50万円以上する物品でなければ、補助対象になると考えていただいて構いません。なお、補助対象になるのは、令和8年4月1日以降に購入した物品となりますので、ご注意ください。 また、介護保険サービスに対する補助のため、医療保険サービスに使われる医療用品は補助対象となりませんが、みなし指定により介護保険事業として使用する物品は対象として差し支えありません。 現在事業所に在庫があるかどうかは問わないため、定期的に購入することになっている物品や経年劣化等により買い替える必要がある物品についても補助対象にさせていただいて差し支えありません。
	31 エアコンの設置を検討していますが、ポータブルではないエアコンは対象となりますか。	単品で50万円しない製品を購入される場合は補助対象となりますが、設置工事の費用は対象となりません。
	32 訪問看護の移動に使用する自動車はリース契約ですが、リースに係る経費は補助対象となりますか。	本補助金は、物品購入に係る補助対象事業であり、リースに係る経費は補助対象となりません。
	33 遮光カーテンを施設の廊下に取り付ける場合、取り付け費は補助対象に含まれるか。	遮光カーテンについては、取り付け費を含めて補助対象として差し支えありません。
	34 対象経費に水道光熱費・燃料費とあるが、通常時の経費である冷暖房に必要な電気代、重油代も対象となるか。	猛暑の時期、厳寒の時期ではない、通常時の冷暖房に必要な電気代、重油代も補助対象として差し支えありません。
	35 予定支出額を記載する欄に使用料及び賃借料とあるが、デイサービスの建物を賃借して運営している場合、その毎月の賃借料は対象となるか。	本補助金は、物品購入に係る補助対象事業であり、建物や駐車場の賃借料については補助対象になりません。想定している使用料及び賃借料としては、主に有料道路通行料等の移動経費となります。

事業名	質問	回答
介護施設等サービス継続支援事業	36 対象となる施設はどこか。	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護（空床利用型を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホームです。
	37 対象軽費を「食材料費等」としているが、「等」とはどのような経費を想定しているか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を委託している施設の委託費などが考えられます。セントラルキッチンの利用など、食事の準備の委託料も対象として差し支えありませんが、食事提供に係る職員の賃金は対象外となります。
	38 食材料費について、利用者負担を行っている施設は、食材料費の購入費から利用者負担分を差し引く必要があるか。	利用者負担分を考慮する必要はありません。
	39 食材料費は、利用者負担が原則と考えるが、事業者が負担する額を補助するという考え方でよいか。	事業者が負担する額を補助するという考え方で差し支えありません。
	40 対象施設に、認知症対応型共同生活介護は含まれるか。	補助対象に含まれません。